

半田市下水道使用料審議会（第3回）議事録

開催日時	令和2年11月12日（木）	19時00分～21時00分
開催場所	半田市役所 大会議室	
会議次第	1 議事 （1）基本目標の設定について （2）使用料算定期間の設定について （3）使用料対象経費の確認について （4）改定目安額（改定率）の設定について 2 その他	
出席委員	（会長） 千頭 聡 （副会長） 齊藤由里恵 （委員） 鈴木識都、沢田勉、高木淳、小栗利朗、木村祥雄、中村和也、今井佑輔、大坪成生、竹内政男 <div style="text-align: right;">※敬称略</div>	
出席職員	水道部長（村瀬浩之）	
事務局	下水道課長（森下雅仁）、副主幹（榊原崇）、主査（加藤勇人、加古浩資）	
次 第	議 事 概 要	
【議事】 （1）基本目標の設定 （2）使用料算定期間の設定 （3）使用料対象経費の確認 （4）改定目安（改定率）の設定	■資料による説明 （事務局） ・資料により説明を行い、以下のとおり事務局案を提示 （1）基本目標（案） ・目標：下水道使用料による「自立経営」とする。 ・指標：「経費回収率100%」とする。 使用料単価は、国の繰入基準を上限に、汚水処理費用全額を賄うに足る最低限の単価とする。 （2）使用料算定期間（案） ・使用料対象経費を積算する期間は「3年」とする。 （3）使用料対象経費（案） ・分流式下水道等に要する経費を繰り入れた後の「汚水処理費」とする。 （4）改定目安額（案） ・段階的値上げが必要 ・目標達成（経費回収率100%）を「令和7年度」とする。 ・使用料単価：137円/m ³ （R4～R6） 150円/m ³ （R7～） ■質疑応答 （委員） ・国の繰入基準「150円/m ³ 」については、今後、定期的に料金改定を行っていくのであ	

れば「現行」という表現を付け足した方がよいのではないのでしょうか。国の基準もこれから変わっていく可能性がありますので、この「150 円/m³」が走ってしまいますと、今後もこの金額で頭打ちにされてしまう懸念があります。

(事務局)

・事務局としましても、国の制度は変わっていくという認識を持っています。今後も変わっていく国の基準を反映し、公費で負担すべき費用は公費負担した上で、使用料で賄うべき部分については、使用料として受益者の皆さんに負担のお願いをしていくというのが基本的な考えです。

(委員)

・経費回収率「100%」との案ですが、100%を超える必要はないと思いますのでここは「100%相当」とすべきではないのでしょうか。また、使用料単価は污水处理費用全額を賄うに足る「最低限」の単価とありますが、この「最低限」を「100%を超えなくてはならない」と捉えてしまう可能性があります。そこで、全額を賄うための「相当額」とし幅を持たせてはどうかと思います。

(委員)

・11年度以降の污水处理原価は上がるとのことですが、グラフ（污水处理原価の推移）を見ますと10年度までは右肩下がりのトレンドです。通常、料金改定を行う場合は、右肩上がりの場合ですが、このように右肩下がりでは回収率が100%を超えてしまう改定となってしまうのではないのでしょうか。そこで、10年度で底値となる148.3 円/m³を目標額とすべきです。その場合でも、既に料金改定を行った豊橋市の96.5%や新城市の93.1%と比べても十分な経費回収率になると思います。

(事務局)

・仮に污水处理原価が150 円/m³以下となれば、当然その額を基準とすべきであると考えます。

(委員)

・基本目標に「自立経営」とありますので、回収率100%という指標だけでなく、経費をいかに抑えるかという経営努力の目標もあっていいのではないかと思います。

(事務局)

・経営努力としましては、企業債を借り換えし利子を減らしたことや、職員数の見直しを図っていきます。また、衣浦西部浄化センターで行っている汚泥処理ではこれまでの2市3町の枠組を超えて、新たに東海市や常滑市との広域化に取り組み、今後の建設費やランニングコストの削減に取り組んでいます。下水道施設につきましても耐用年数で改修するのではなく、長寿命化を図っていくことで、できる限りのコスト削減に努めていきたいと考えています。

(委員)

・今の説明で企業努力の点につきましては、委員のみなさんも承知していただいたと思います。ただし、市民のみなさんに値上げについての理解を得るためには、この企業努力の部分が重要となりますので、説明の際にはこれらの記載があるとよいと思います。その方が市民のみなさんが納得されるのではないかと考えます。

(委員)

・徴収委託料についてですが、ものすごく費用がかかっているように思えますが、職員で実施した方が安くすむはずだと思います。このような委託には、余分な経費がかかっているということになるのではないのでしょうか。

(事務局)

・委託料につきましては、導入した際に費用比較をしており、職員で行う人件費よりも民間へ委託したほうが安くなる試算をしております。なお、この業務にかかる費用は、検針から請求、収納、窓口業務などの費用であり、滞納対策費用だけではありません。また、近年は99.9%を超える高い収納率となっており、委託することに対してはその点においても十分な効果が表れていると判断しています。

(委員)

・会計については複式簿記を採用しているのでしょうか。

(事務局)

・平成28年度に企業会計を導入し、現在は複式簿記で行っています。

(委員)

・基本目標(案)は、使用料による「自立経営」とされていますが、これまではそうではなかったということでしょうか。また、指標(案)が「経費回収率100%」となっていますが、本当にそれが市民にとっていいことなのでしょうか。といいますのは、市民にとって下水道は大切なライフラインであり、たとえ繰入基準が決まっているとはいえ、これまでも税金を入れて実施してきたわけです。今までのやり方がまずかったかどうかの検証をする必要もあると思いますが、これが本当の住民サービスとなるのか、この辺りもテーマにしていかなければならないと思います。

(会長)

・結局、どういう形で費用を賄うのか、使用料で賄うのか、あるいは税金で賄うのか、そこをどう考えるのが今回の審議会において我々に問われているところです。

(委員)

・下水道を使用できない方は1割程度とのことですが、そうすると下水道に税金を入れても、使用できる9割の人にとってはメリットがありますが、残りの1割の人にはありません。また、浄化槽の維持管理費より下水道使用料の方が安いとのことですので、下水道を使えない1割の人はその恩恵を受けることなく、これからも高い維持管理費を払い続けていくこととなります。そういうことを考えますと、下水道の恩恵を受ける方で100%に近い負担をしていただくことが平等といえるのではないのでしょうか。仮に、将来的に全ての方が下水道を使用できるようになるのであれば、その過程において税金が投入されてもかまわないと思いますが、1割の方が永久的に下水道を使えないのであれば、その恩恵を受けることができる方がきちんと負担しなければならないと思います。

(委員)

・業者に聞きましたところ、浄化槽を持っている方は年1回の検査やくみ取りなどの清掃を行えば、後は水道料金を払うのみで、下水道より安いと聞きました。故意に下水道を使っていない人の中には、浄化槽が安いからだという方もいらっしゃいます。

(委員)

・事務局からは下水道使用料より浄化槽の維持管理の方が高いとの資料を示されていますが、そうでないとの発言がありました。事実はこちらですか。

(事務局)

・浄化槽の維持管理費につきましては、業者からヒアリングを行ったところ、法定点検費、保守点検費、清掃費、電気代など維持管理にかかる費用よりも、下水道のほうが安くなります。

(会長)

・税金で賄うということならば、下水道区域外の方にとってはこれからも使えない下水道に対して負担しなければならないということで課題が生じます。一方、下水道が本来使用できるのに、ご家庭の事情や故意に使用しない方もいらっしゃいます。このことと調整区域でのことは全く別のことですので分けて話を進める必要があります。

(事務局)

・繰り返しになりますが、1割の方というのは、調整区域にお住まいで下水道を整備しない区域の方のことであり、一方、下水道が使えるのに使っていない方は現在でも14%程いらっしゃいます。

(委員)

・基本目標の設定の部分では、そもそも考えなければならないことはどんなことでしょうか。

(事務局)

・現在は、一般会計から基準外の繰入金をいただいて経営をしているところですが、本来の姿は使用料をもって経営が成り立つ「自立経営」です。しかし、その状況に至っていないことから、事務局（案）を提示させていただき、どうしていくべきかを考えていただきたいと思います。

・資料③をみていただくとわかりますように、令和4年では349,072千円を一般会計から繰入れていただかないと事業が成り立たない状況にあり、これは本来、受益者の方に負担していただくべき金額です。現在の使用料体系では、今後も税金を投入しなければ事業が独自で成り立っていきませんので、本来いただくべきお金はこの料金改定をもって負担をしていただきたいと考えています。

(会長)

・使用料の算定期間については一般的には3年から5年ですが、事務局（案）では3年としています。このことについてはいかがでしょうか。

(委員)

・算定期間につきましては、本来ですと3年から5年ぐらいが望ましいとされており、3年は少し短いのではないかと感じます。事務局にとってこれは大きな負担となるでしょうが、最近の不透明な社会情勢など先を見通すことが難しいことから安定した経営のためには、3年で行っていくという案は妥当ではないかと思えます。

(会長)

・3年スパンでの改定は大変だとわかった上で提案されていますので、事務局としては

より細かく検討していきたいという意思の表れだとだと思います。

(会長)

・それでは、使用料対象経費についてはいかがでしょうか。

(委員)

異論の声なし

(会長)

・特に異論はないようですので、次に改定目安額についてはいかがでしょうか。

(委員)

・前回の資料では、区分ごとに金額が示されていましたが、今回は1つの単価のみが示されています。これはどの区分も一律の金額ということでしょうか。

(事務局)

・そうではございません。本日は、目標となる使用料単価をご審議いただくため、区分ごとの単価ではなく、1 m³当たりの使用料収入としての単価を示しています。

(委員)

・確認ですがこの単価は、全体の費用を賄うために平均した使用料の単価であって、20 m³の単価ではないということよろしいでしょうか。

(事務局)

・そのとおりです。次回にどのような使用料とすべきかのシミュレーションを提示させていただきまして、基本使用料や従量単価についてのご審議をお願いしたいと考えています。

(会長)

・はじめにご指摘がありましたとおり、今回は汚水処理原価が下がっていく見込みの中での改定となります。このことについてはいかがでしょうか。

(委員)

・現在、経費回収率が100%に満たない状況ですので、10年度まで下がっていく傾向にあるとはいえ、目標を達成できていないのであれば使用料を上げていくことも必要ではないかと思います。値上げの結果として回収率が100%をわずかに超えることが起こるかもしれませんが、少なくとも最近のトレンドでいくとコストは増加傾向にあります。そのため、企業努力をしているとはいえ、それだけでは増加するコストを抑えられないこともあるかと思いますので、まずは経費回収率100%を目指した改定というのは必要であると考えます。

(委員)

・事務局(案)としての150円/m³を目指していくことについては理解しました。3年ごとに検討するのであれば、今回は4・5・6年度、そして次回は7・8・9年度の算定期間となりますが、もしこのまま汚水処理原価が下がり続けたとしても10年度の改定でそのことは反映させられると思います。また、何か少しでも変わるものがあればいろいろな部分が動いていきます。そういうことを考えますと、例えば流域下水道の負担金が値上がりするケースなど、自分たちだけではコントロールできないところもあります。今回の単価が下がっているのは企業債の金利の部分の大きいということを考えますと他の

どこかの部分が上がっていくことも十分考えられますので、事務局（案）の 150 円/m³ を目指すというところは、今のところ望ましいと考えます。ただし、懸念として本当にこれで大丈夫かなというところもあります。というのは、施設の長寿命化や予防保全で努力されるとのことですが、いろいろなものが上がっていくことが予測されることを考えますと、シミュレーションとしてはもう少し厳し目にいってもいいのかなと思います。

（委員）

・一つの企業が、サービスを行う上で、単体で採算性を考えることは正しいことです。今回の改定目安額を提示していただいているのですが、100 という経費と 80 という収入の差 20 を料金で埋めましょうという議論だと思います。お願いしたいのは、企業側が 100 の経費を 95 に抑える努力をした上で、残りの 15 をどうやって埋めるのかという提示があれば議論は進むと思いますが、100 を 100 のままで残りの 20 をどうやって埋めるかということだけであれば、いささか引っかかることがあります。企業側の努力というものがもっと表れてくると、より議論しやすいと感じます。

（会長）

・市民への説明について、企業としてこれまでどんな努力を行ってきており、さらに今後もどのように努力をしてがんばっていくのかを説明していくことが重要となります。

（会長）

・その他、全体をとおしてはいかがでしょう。

（委員）

・使用料の改定においては、算出期間を設定するものですが、その期間が経過したらまた次の料金改定をしなければならないという決まりはなかったと思います。こうした審議会での議論や条例改正ということをやっていくことは普通、あり得ないことだと思います。実際に処理単価が下がっていき、余裕ができた時は値下げの見直しをすればいいということですが、値下げのための料金改定というのは全国的にみてもあまりないと思いますので、今回のような右肩下がりのトレンドというのは無視できないことだと思います。

（事務局）

・まず 3 年間は使用料単価を 137 円/m³ とした改定を行い、次の 3 年後の社会情勢や経営状況により、改めて検討していきたいと考えています。

（委員）

・事務局（案）では月 340 円の値上げを示されていますが、年間にすると相当な額となります。今の金額でも支払いをしない人がいるから民間へ委託をして料金を徴収している現状でないのでしょくか。そのような支払いをしない人のために料金を上げるということは、さらに支払いをしない人が増えてしまうことが世の中の流れです。そのことも考えて、値上げの検討をしているのでしょうか。

（会長）

・確認しますが、委託している業務は使用料を滞納している人たちのお宅へ伺い、支払いを催促するだけではなく、通常どおりきちんと支払っていただいている人に対する徴収業務なども入っているということによろしいでしょうか。

(事務局)

・そのとおりです。なお、収納率につきましては、平成 29 年度分では 99.96%に達しております。

(委員)

・一市民の想いとしては、やはり料金は上がらないほうがいいと思ひ様な意見がでてくると思います。中には生活苦の世帯もありますので、救済手段の検討も必要になるのではないかと思います。

(会長)

・これまでの意見を少し整理してみますと、基本目標のところでは経費回収率が 100%を超えるのはおかしいではないかというところで「相当額」という表現を加えてはどうか。繰入基準の 150 円/m³ はあくまでも現段階での国の基準であることを明記しておいたほうがいいのではないか。自立経営のところでは、市としての経営努力について今まで行ってきたことに加えて、さらにこれからも努力していくことをセットにして説明しなければ値上げのお願いはできないのではないか。使用料の算定期間については労力をかけてでもこまめに 3 年ごとに見直しを行っていきたいという市の意向については強い反対はありませんでした。使用料対象経費についても汚水処理費を対象にすることについての異論はありませんでした。改定の目安額と改定率については、従量各層の単価は次回、事務局(案)を出していただくこととなります。どこを目安にというか目標として料金を設定していくかについては、いくつか議論がありました。本来なら経費回収率 100%を目指すところではありますが、令和 4 年からいきなり 100%では負担が大きいため、段階的な値上げが必要であり、一旦は資本費の 75%でいききたいといった説明がありました。全体的には大きな異論はなかったと思いますがこのようなまとめでよろしいでしょうか。

(委員)

異論の声なし

(委員)

・会長にお伺いしますが、審議会の性質からいって全会一致でいくのか、それともいろいろな意見を併記していくのかどうするのでしょうか。また、値上げの話については、経済情勢がすごく悪くなっていますし、税収も落ちてきています。経済は逼迫した状況といえますので、その辺も考慮した提言とし、市民に支持されるような料金を設定しなければなりません。いくらここで議論しても実現しないような計画となってしまうはいけませんので、その辺りの調整をしっかりとっていただきたいと思います。

(会長)

・我々は、使用料をどう考えていくかの諮問を受けましたので、それに対する答申をしていくこととなります。答申書については、100%まとまらなかった部分については通常では特記事項として併記します。

・我々が最終の使用料を決めるわけではなく、あくまで提示された資料に基づき、みなさんの見識の中でその方向性が妥当ではないかという答申をします。最終決定は、市長、議会によりますが、我々がどんな答申をしても変わることもあります。今回の審議の場

合は多数決をとるというよりは、反対の意見をきちんと明記して、次の段階である市長や議会での議論の参考としていただければいいと思います。

(委員)

・4年度から6年度については何も異論はありませんが、3年ごとの算定期間で見直しを行っていくのであれば、「7年度」ではなく「7年度以降」とし、その時の審議にお任せすることが正しいと思います。

(委員)

・確認ですが、3年ごとの議論ということですので今回の議論については、令和4年度から6年度までのみでしょうか。あるいは次の期間である7年度から9年度も含むのでしょうか。

(事務局)

・今回の改定については4年度から6年度の3年分です。その後に経費回収率 100%相当を目指し、改めて議論をしていただきたいと思います。

(会長)

・今回は4年度から6年度の改定についての議論をしていくということですが、その根拠として、7年度から9年度の議論もする必要があります。そういったことですので、先ほどのご意見いただきました「7年度」ではなく「7年度以降」にすべきところのご指摘については本質のところではあまり関係のないところだと思いますが、やはりこだわられますか。

(委員)

・3年ごとに見直しを行っていくことは、通常ではありえないことですし、かなりの労力が必要となります。今回についても、経営戦略の策定による10年間の計画があり、この審議会に臨んでいることを考えますと、3年ごとにその後の10年間の推移を見据えてそのたびに資料を用意していくのは乖離的なことだと思います。本当に3年ごとに行うのであれば、7年度については次の審議での話となるべきで、7年度に100%とするのであれば、今回の算定期間は6年間にすべきです。そうでなければ、7年度と言い切るのは乱暴ではないかと思います。

・4年度からいきなり経費回収率100%、使用料単価150円/m³とすると打撃が大きいので、まずは暫定で資本費を75%としてスタートするということが、3年ごとに審議を行うのであれば、7年度の審議の時に整合性がとれずに矛盾が生じるかもしれません。その辺りも上手く表現していただきたいと思います。

(会長)

・これまでいろいろなご意見がでてきましたが、答申書ではどこまでを示すのか、どう表現をするのかがまだ決まっていません。その辺も含めて次回答申書のイメージを事務局で示していただきたいと思います。

・本日の審議につきましては、基本目標のところ「現行」「相当額」を表記したほうがよいのではとの意見がありましたが、それ以外では基本的には事務局の説明を了解するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

	異論の声なし
2. 今後の進め方	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の審議会は12月10日に予定しています。そこでは、基本使用料をいくらにするのが適正なのか、また、従量区分はいくらの単価にするかなどを議論していただきたいと思っています。第5回は、それまでの議論を踏まえ、答申案をまとめていただきたいと思っています。資料につきましては、事前に送付したいと考えていますのでよろしく願います。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長への答申は、当日に行うのか別の日に行うのかどちらでしょうか。また、全員で行うのか、会長のみで行うのでしょうか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申は、第5回審議会の当日ではなく、別の日を考えており、まだ日時は決定していません。また、委員のみなさん全員ではなく会長に代表としてお願いしたいと考えています。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の方へどうお伝えするのが重要なところですので、たたき台を示していただけるといいと思います。 ・ 今日の審議会はこれで終了とします。ありがとうございました。
	(終了)

署名欄	会 長	千頭 聡 印
	下水道課長	森下 雅仁 印